



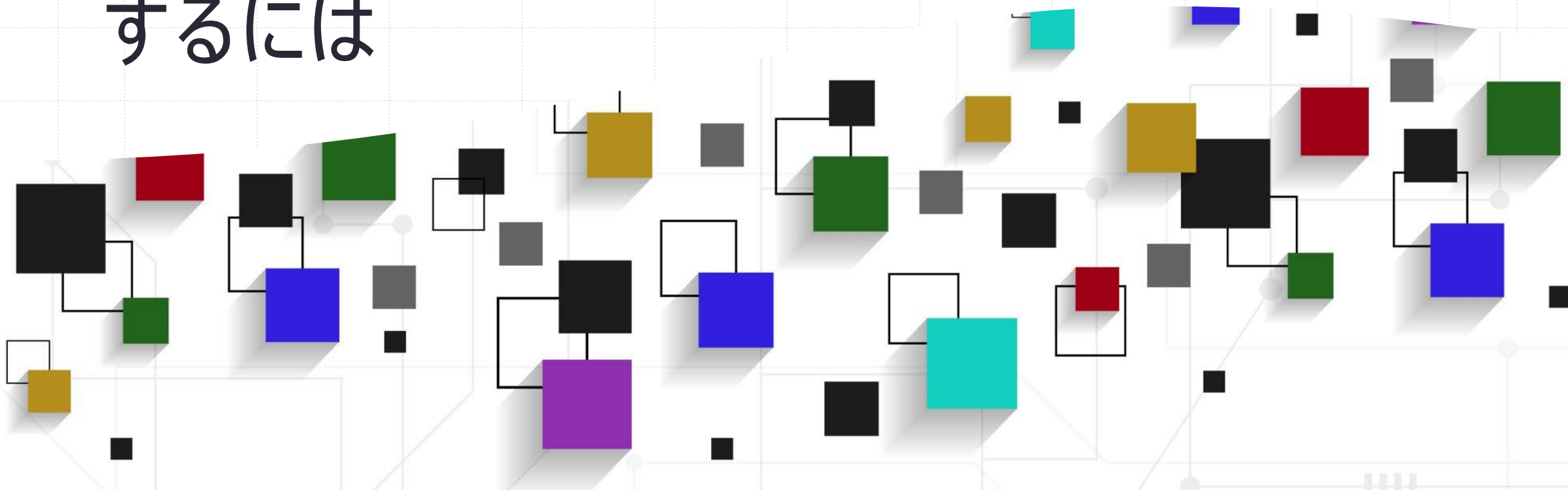
いま危機にある 日本の児童手当制度 一子どもを真の受益者に するには

福井県立大学名誉教授

北 明美

2022年2月26日

修正版 無断引用はお控えください。



構成

1. 日本の児童手当制度の現在
2. 2021年の児童手当改「正」ー特例給付対象児童の削減は、待機児童対策の財源ねん出のためというのは本当なのか？
3. 共稼ぎが主流となっている以上、児童手当の所得制限もそれにあわせて夫婦の所得合算方式を採用すべきだという主張はもっともなのか？
4. 高所得世帯は不支給とすべきだとする主張は公正か？
5. 日本の児童手当と子どもの貧困をめぐる国際比較
6. 児童手当の意義と歴史
7. 18歳以下子育て世帯10万円給付問題が明らかにしたもの
8. 今後の課題

現行の児童手当制度

内閣府作成資料

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する								
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで (15歳に到達後の最初の年度末まで) の児童（住基登録者：外国人含む） ※対象児童1660万人 （30年度年報（31年2月末））	受給資格者		・ 監護・生計同一（生計維持）要件を 満たす父母等 ※所得制限限度額（年収ベース） 960万円（夫婦と児童2人の場合） ・ 児童が施設に入所している場合は施 設の設置者等					
手当月額 （一人当たり）	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限限度額以上 一律5,000円（特例給付）								
支払月	毎年2月、6月、10月（前月までの4か月分を支払）								
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施								
費用負担	国、地方（都道府県・市区町村）、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額・標準賞与額を基準とし、拠出金率（3.6/1000）を乗じて得た額を徴収し、 児童手当等に充当								
	0歳～ 3歳未満	被用者	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	非被用者		公務員
						国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	
		特例給付	国 2/3		地方 1/3	国 2/3		地方 1/3	所属庁 10/10
			3歳～中学生		国 2/3		地方 1/3	国 2/3	
給付総額	令和2年度予算：2兆929億円 〔国負担分：1兆1,496億円、地方負担分：5,748億円 事業主負担分：1,765億円、公務員分：1,919億円〕								

所得限度額表
<単位 万円>

扶養親族等の数	児童手当（本則給付）				特例給付
	所得 限度額	収入 限度額 (目安)	支給額		
			三歳以上	三歳未満 & *第3子 以降	一律
0人	622	833.3	12	18	6
1人	660	875.6	12	18	6
2人	698	917.8	12	18	6
3人	736	960	12	18	6
4人	774	1002	12	18	6
5人	812	1040	12	18	6

* 小学校修了前

誕生から中学卒業までの 総受給額（第1・2子）	210万円弱	児童手当 （本則給付）
誕生から中学卒業までの 総受給額（第3子以降）	270万円弱	児童手当 （本則給付）
誕生から中学卒業までの 総受給額	96万円弱	特例給付

2022年10月支給日からは 下記を超える世帯は特例給付ゼロに

(単位万円)

扶養親族等の数		所得限度額	収入限度額 (目安)
0人		858	1071
1人		896	1124
2人		934	1162
3人		972	1200
4人		1010	1238
5人		1048	1276

61万人の子ども一特例給付を受けていた子どもたちの約4割が一挙に手当の対象外に

<政府説明> 待機児童対策のため、手当削減が必要…と言うが？

<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000707811.pdf> 厚労省

参考資料

「新子育て安心プラン」(約14万人)の財源【追加所要額】

- 「新子育て安心プラン」は、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
- 運営費については、令和3年度から令和7年度までの5年間を確保することとし、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより、以下のとおり安定的な財源を確保する。

【令和7年度までの追加所要額】 約1,440億円

事業主拠出金財源 ・ 保育所等 0～2歳児	約1,000億円	➤ 経済界に協力を求め、事業主拠出金を充当
公費(税財源) ・ 保育所等 3歳以上児 ・ 幼稚園の一時預かり	約440億円	➤ 児童手当の特例給付の見直しにより生じる財源等を充当

※ 「保育所等」には、認定こども園、小規模保育等の地域型保育事業などが含まれる。また、「幼稚園の一時預かり」は、保育の必要性がある子どもを対象とする一時預かり事業(2歳児等)をいう。

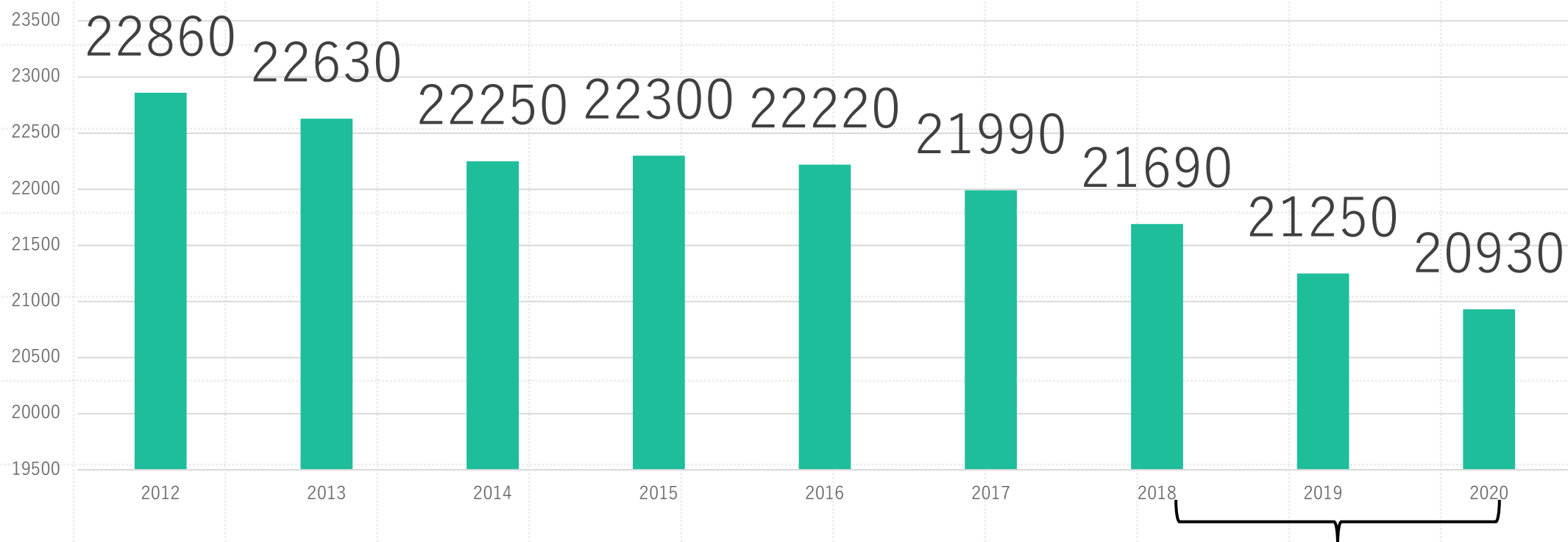
370
億円

令和3年度予算案における追加所要額

【令和3年度予算案における追加所要額】約529億円
(事業主拠出金財源: 約306億円、公費(税財源): 約223億円)

給付総額は年々自然減。2018-20年だけで760億円が不要となって浮いている。他のどこかに回されている？

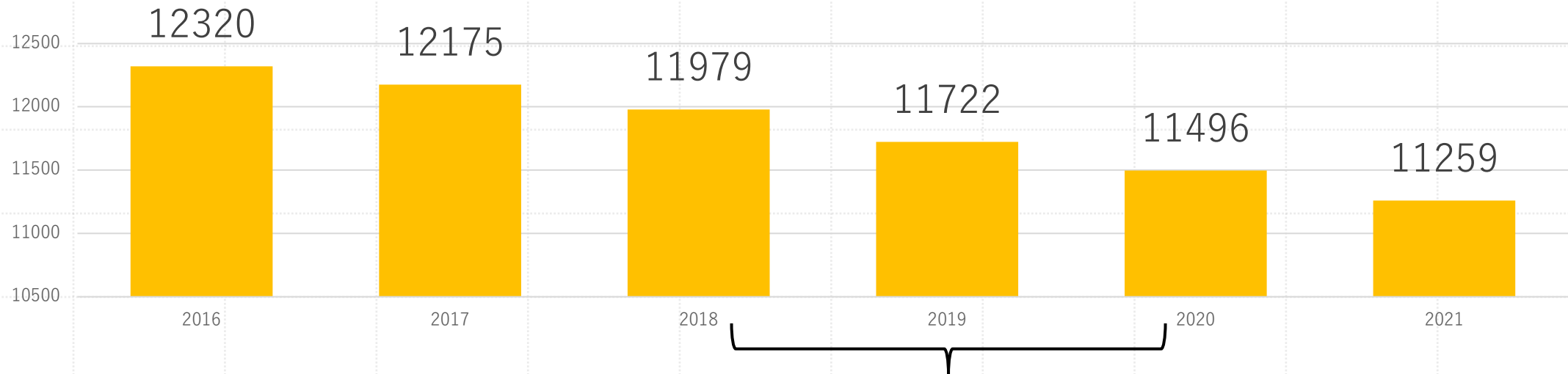
児童手当給付額（予算額） <単位 億円>



児童手当に使われてきた国の予算も、同時期に483億円不要となって浮いている。他のどこかに回されている？

児童手当(特例給付分含む) 国庫負担予算額

< 億円 >





企業の出す事業主負担金も使いきれず 子ども・子育て支援勘定の剰余金とし て約2500億円が積み立てられている。

第204回衆議院内閣委員会 2021年4月7日

- これらを待機児童対策に回せば、
61万人の子どもから370億円の手当
を取り上げないで済むはずでは。

？ ？ ？ ？

財源がないのではなく、新規の政策には消費税をあてるか、そうでなければ既存の制度を削る（＝子育て支援の費用を一定に抑えておく）という「税と社会保障の一体改革」政策と財界の意向が原因

- 坂本国務大臣一億総活躍担当 まち・ひと・しごと創生担当 内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生） 「経済界からの理解が得られないというふうに考えております。」（第204回国会衆議院内閣委員会2021年4月7日）
- 政府参考人（嶋田裕光君） 「高齢化が進む中で社会保障関係費全体の増加は進んでいるところ…そうした中で、新子育て安全プランに基づく保育所等の運営費につきましては…そのための安定財源…恒久的財源である制度改正に基づいて確保する必要があるというふうに認識しております。（第204回国会参議院内閣委員会2021年5月13日）

子ども子育て会議第56回議事録（2021年1月20日）
日本経済団体連合会提言（2020年5月26日）



財界は以前から、財務省とともに、
特例給付の削減と児童手当の所得制限強化を
求め、それを新子育て安心プランへの参加（3
歳未満児保育所等運営費への支出、1000億円）
の交換条件としていた。

児童手当の見直しについて

児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

○ 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断

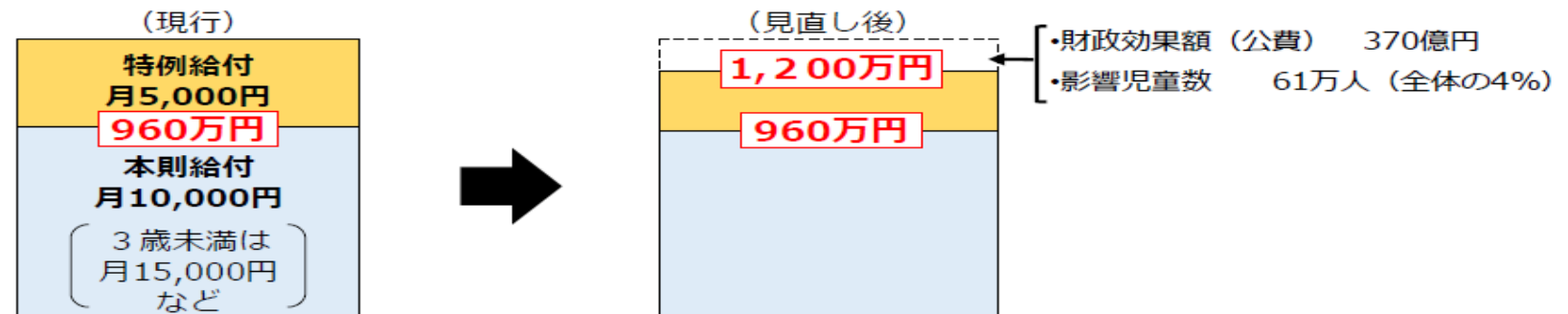
○ 年収1,200万円*以上の者への特例給付を廃止

(*子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合。扶養人数に応じた所得額は政令で定める。)

○ 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。

⇒ 上記について、令和3年通常国会に必要な法案の提出を図る。

(併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。)



(参考) 全世代型社会保障改革の方針 (令和2年12月15日閣議決定)

2. 待機児童の解消

(前略)

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱 (令和2年5月29日閣議決定) 等に基づき、高所得の主たる生計維持者 (年収1,200万円以上の者) を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年 (2022年) 10月支給分から適用する。

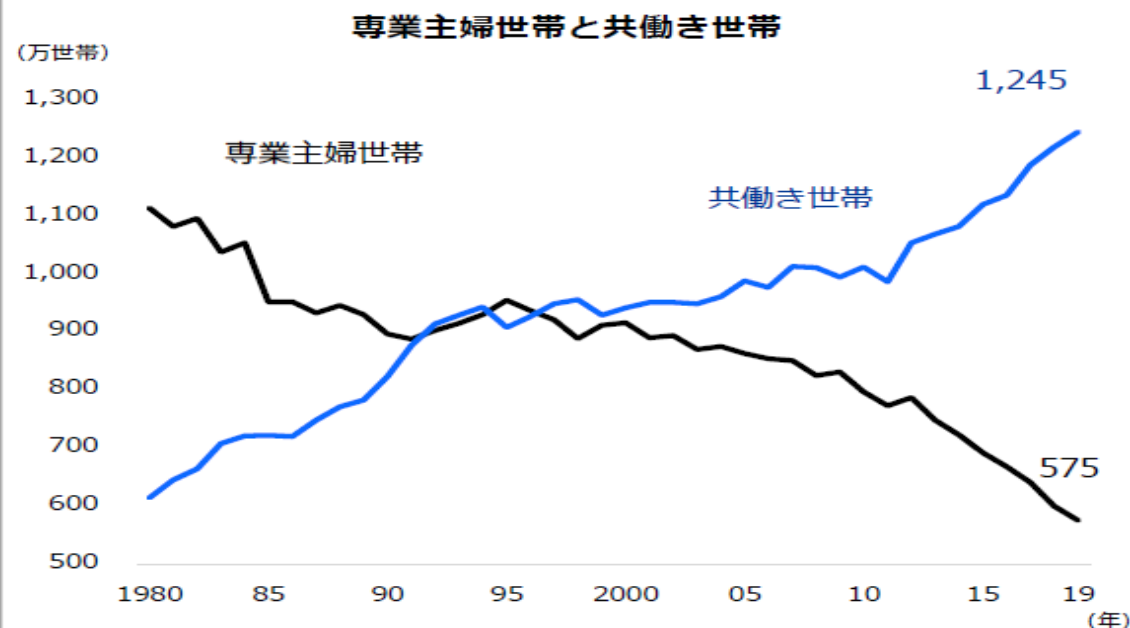
これらのために、令和3年 (2021年) の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

世帯の就労形態の変化を踏まえた所得基準の見直し

資料Ⅱ－1－68

- 児童手当は、世帯の中で最も所得が高い者（主たる生計者）の所得のみで判定するため、これが所得制限（夫婦子2人（扶養親族等の数が3名）で年収960万円未満）を超えなければ、世帯全体の所得に関わらず支給対象となる仕組み。
- 1992年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を超えるなど、世帯における就労形態が多様化。
- 一方、他の制度においては、世帯合算の所得状況により給付額等の判断がなされる例も多い。
- 所得基準の見直しにあたっては、足元の状況変化や公平性の観点等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。



（出所）独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

（注）「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

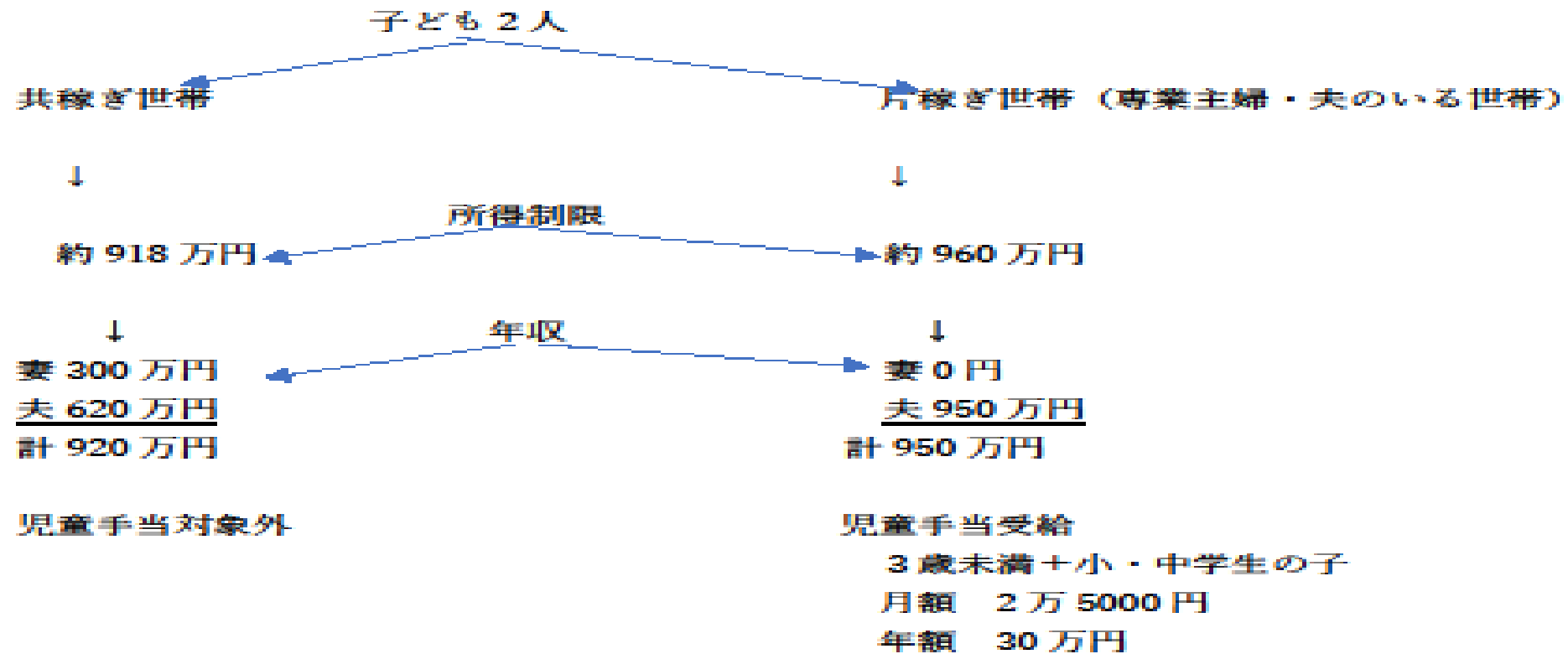
児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の場合）

収入の例	児童手当支給額（月額）
世帯収入1,200万円〔夫 収入 1,000万円 妻 収入 200万円〕	特例給付10,000円〔小学生 5,000円 3歳未満 5,000円〕
世帯収入1,200万円〔夫 収入 800万円 妻 収入 400万円〕	児童手当25,000円〔小学生 10,000円 3歳未満 15,000円〕

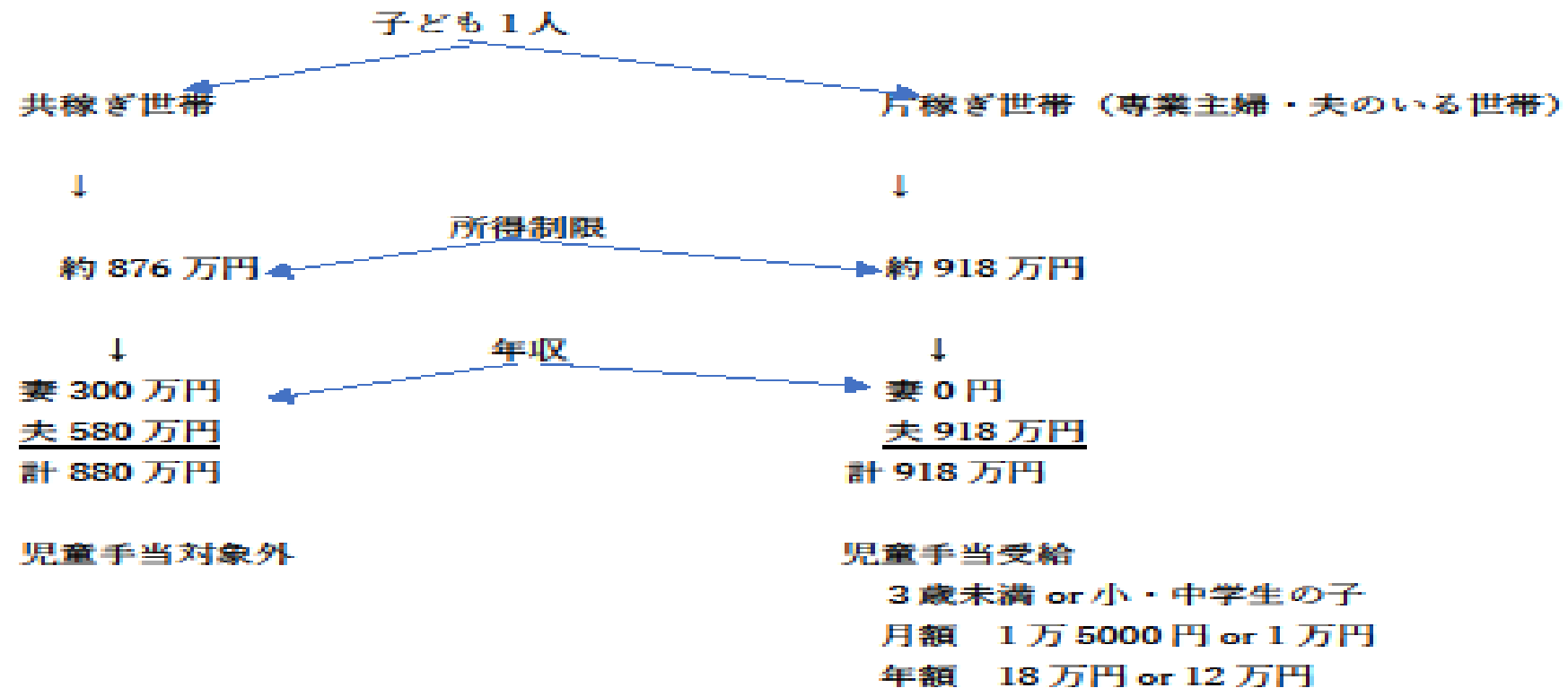
世帯合算の所得基準を設けている制度の例（算定方法は概要を示したもの）

制度	算定方法
不妊治療に対する助成（不妊に悩む方への特定治療支援事業）	夫婦の所得の合計額に基づき決定
保育料	原則として <u>父母の市町村民税所得割額の合計額</u> に基づき決定 ※ 父母が非課税の場合は、生計の中心者（同居祖父母等）の市町村民税所得割額も含めて算出
高等学校等就学支援金	原則として <u>父母の課税標準額（課税所得額）の合計額</u> に基づき決定
高等教育の修学支援（授業料等減免及び給付型奨学金）	原則として <u>本人と父母の課税標準額（課税所得額）等の合計額</u> に基づき決定

所得合算方式の所得制限にすると



所得合算方式の所得制限にすると



共稼ぎ世帯が主流だから？

- それに合わせて、より多くの共稼ぎ世帯を児童手当や特例給付から除外する？！
- 時代にあわせるどころか、時代に逆行。
所得合算方式は女性の就労・収入増に対し、
手当減・取り上げというペナルティを科す。
「世帯単位」の強化。

高所得者への児童手当（現金給付）の在り方の見直し

資料Ⅱ－1－67

- 現行の児童手当制度においては、所得基準を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として月額5,000円（年額6万円）の「特例給付」が支給されている。児童のいる世帯の世帯年収は、約20%が年収1,000万円以上、約5%が年収1,500万円以上となっている。
- 昨年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や他制度の例も踏まえ、所得基準を超える者への特例給付については、廃止を含めた見直しを行うべき。

今後の支給率は9割→8割→？？

政府・財務省の裁量で低下していく。

現状通り主な生計維持者の収入に対して所得制限を適用すると、

年収1200万円以上世帯除外なら支給率4%減、

960万円以上世帯除外なら10%減、

合算所得で所得制限すると、おそらく20%減。

児童手当制度の移り変わり

旧「児童手当」 1972年～ 所得制限あり



「子ども手当」 2010年～ 所得制限なし



現行「児童手当」 2012年～ 所得制限復活

児童手当支給率 = $\frac{\text{支給対象児童}}{\text{対象年齢児童}}$

70年代**9割**→80年代・90年代**5割**まで低下→2000年代**7割**

2010年度子ども手当で**10割**

2012年度児童手当に名称変更

所得制限が再導入されたが、特例給付により**10割維持**

2022年度特例給付削減で**9割**→？→？

「いつか来た道」に逆戻り？

所得制限は手当が「真に必要な世帯に支援を重点化するため」になされるのではない。

事業主拠出金も含めた公費削減の目標

→所得制限強化により支給率引き下げ

→新たな所得限度額以下の年収の世帯が、

手当の「真に必要な世帯」として、後付けで定義される。

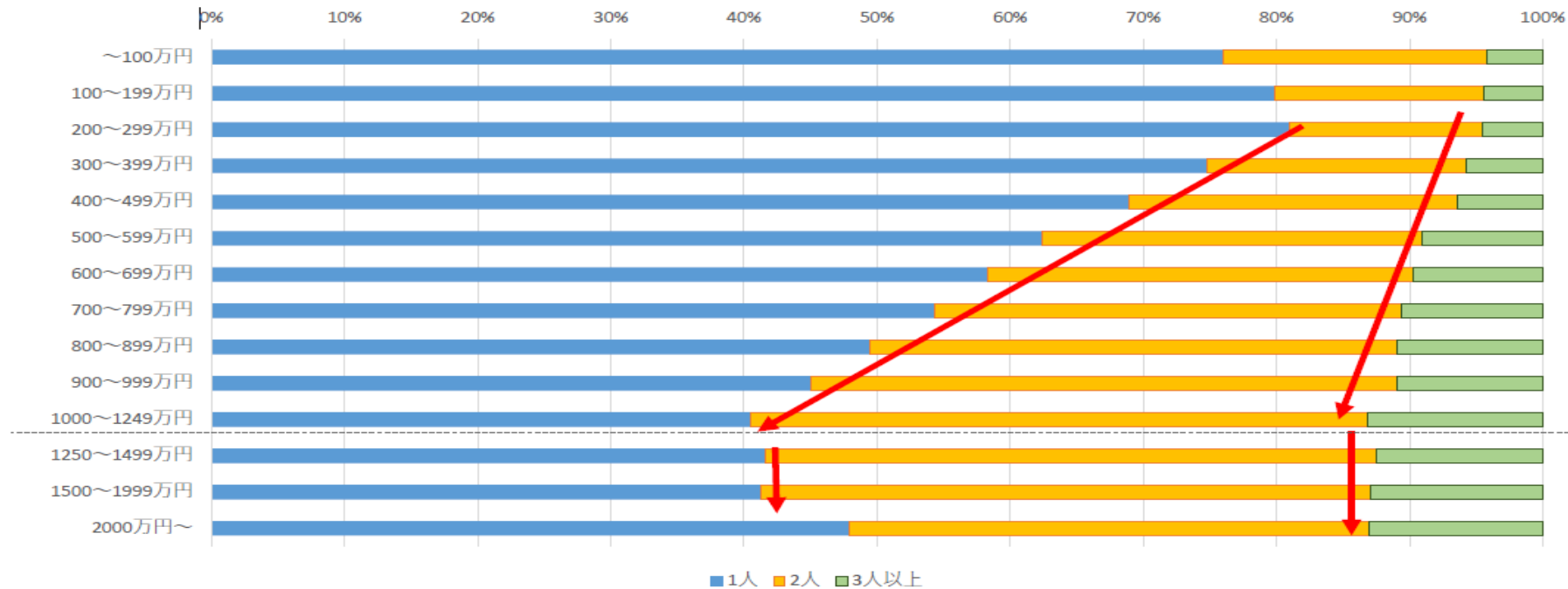
∴ 年収が変わらなくとも、所得限度額が下がれば、支給が必要でない世帯として位置づけられる。

○施行令で行政が一方的に限度額を設定する非民主的かつ手当の権利性を弱める仕組み。

高所得世帯ほど子どもたくさん

子ども1人当たりの可処分所得は、より子どもの少ない中所得世帯とそう変わらないかもしれない。

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_56/pdf/ref1.pdf



※ 世帯収入とは、世帯主、配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている1年間の収入（税込み額）の合計をいう。
（土地等の財産の売却によって得た収入や、相続、贈与などの臨時的な収入は含まない。）

注：親の年齢による収入の差の影響を回避するため、子供のうち一人の年齢が15歳以上の核家族世帯に限定している。

出典：平成29年就業構造基本調査全国結果より作成

他の先進国の児童手当制度では？

- スウェーデン他、北欧諸国 所得制限なし。
- フランス 高所得世帯で手当を減額するように変化したけど、所得制限で基本手当から支給外になることはない。
- イギリス 高所得世帯の手当に課税することによって、差し引きの手取りが減額になるように変化したけど、所得制限で手当から支給外になることはない。
- 日本のこれまでの特例給付は仏・英に類似。

そこからひとり日本がはずれてしまうとは…（ ; ∇ ; ）

児童手当の役割とは

○児童手当はゆるやかな所得の水平的再分配

同一所得階層でも、子どもの有無、多い・少ないで、一人当たりの可処分所得に格差。そのままでは子育てが経済的ペナルティになってしまう。

そこで、子どもの数に応じて、どの子育て世帯にも定額の児童手当を支給することがこの格差を緩和する。

○児童手当はゆるやかな所得の垂直的再分配

高所得階層ほど高い税負担を担い、それは自分たちだけでなく中低所得層への手当としても給付される。

→児童手当は所得階層を越えた連帯を作りうる。

○逆に所得制限で中高所得層を手当から除外することは、自分たちの税負担の軽減のために低所得層の手当削減を支持する傾向を促し、社会の分断を作り出す。

ゆえに、ヨーロッパの労働運動や反貧困運動は、当初は所得制限を支持したが、のちにはこの関係を理解して、所得制限のない普遍主義を支持するようになった。

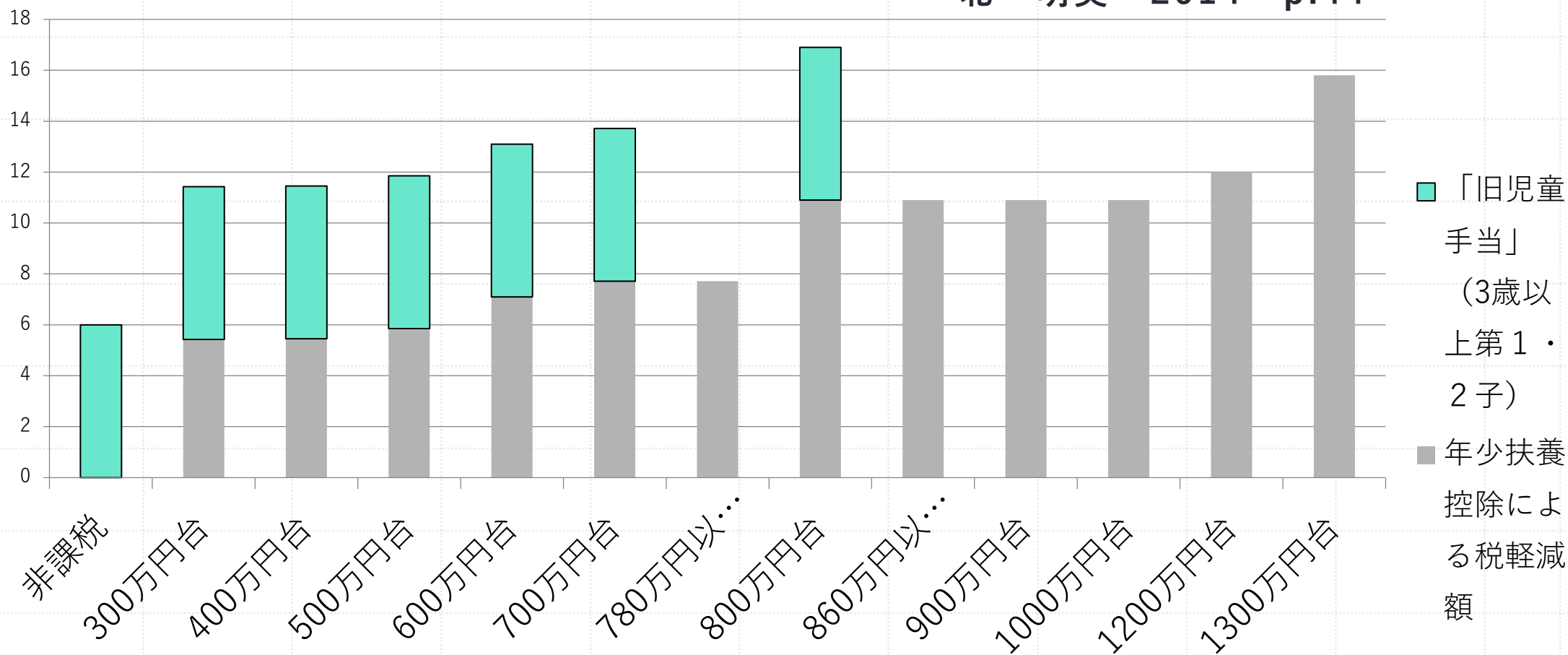
ベヴァリッジの児童手当観の一端（ベヴァリッジ報告）

「児童手当であれなんであれ、経済的インセンティブによって、金めあてに出産しようとする親を作り出すことはできない。だが、すでに生まれている子どもの生活水準に不利益を与えることなく、次の子どもを持ちたいと願う親を助けること、社会がそれを応援するというメッセージを発することはできる。」

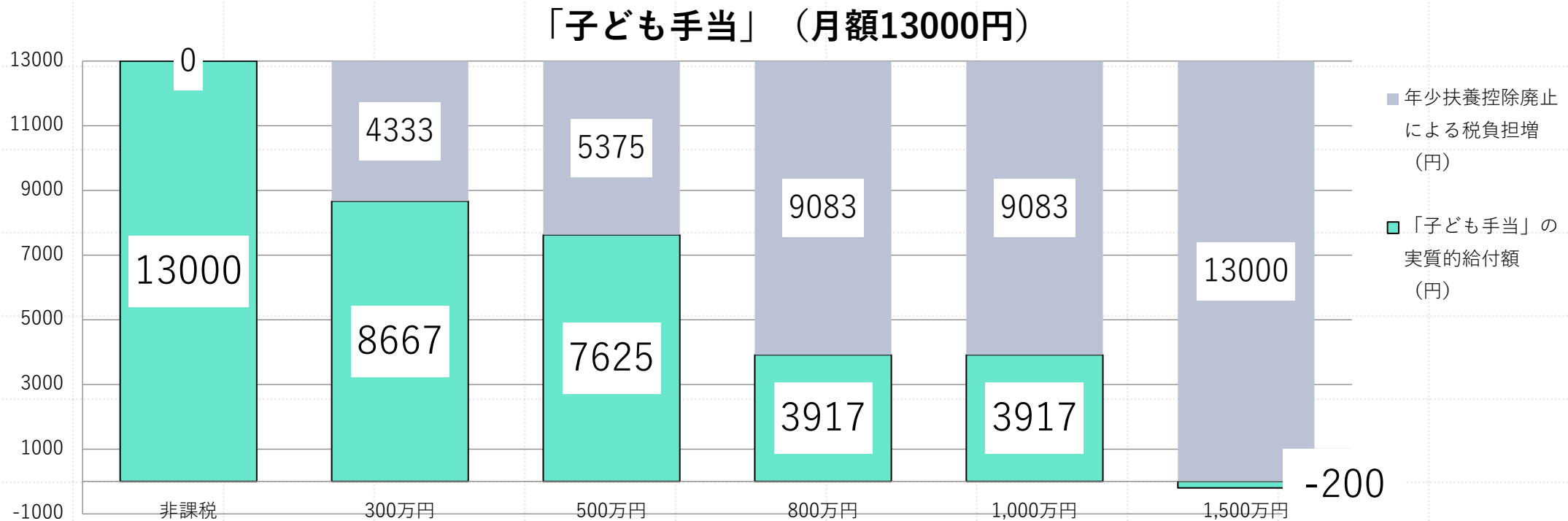
「子育てする親を助け、かつ社会自身もその責任を引き受ける。児童手当が体現するのはこうした社会である。」

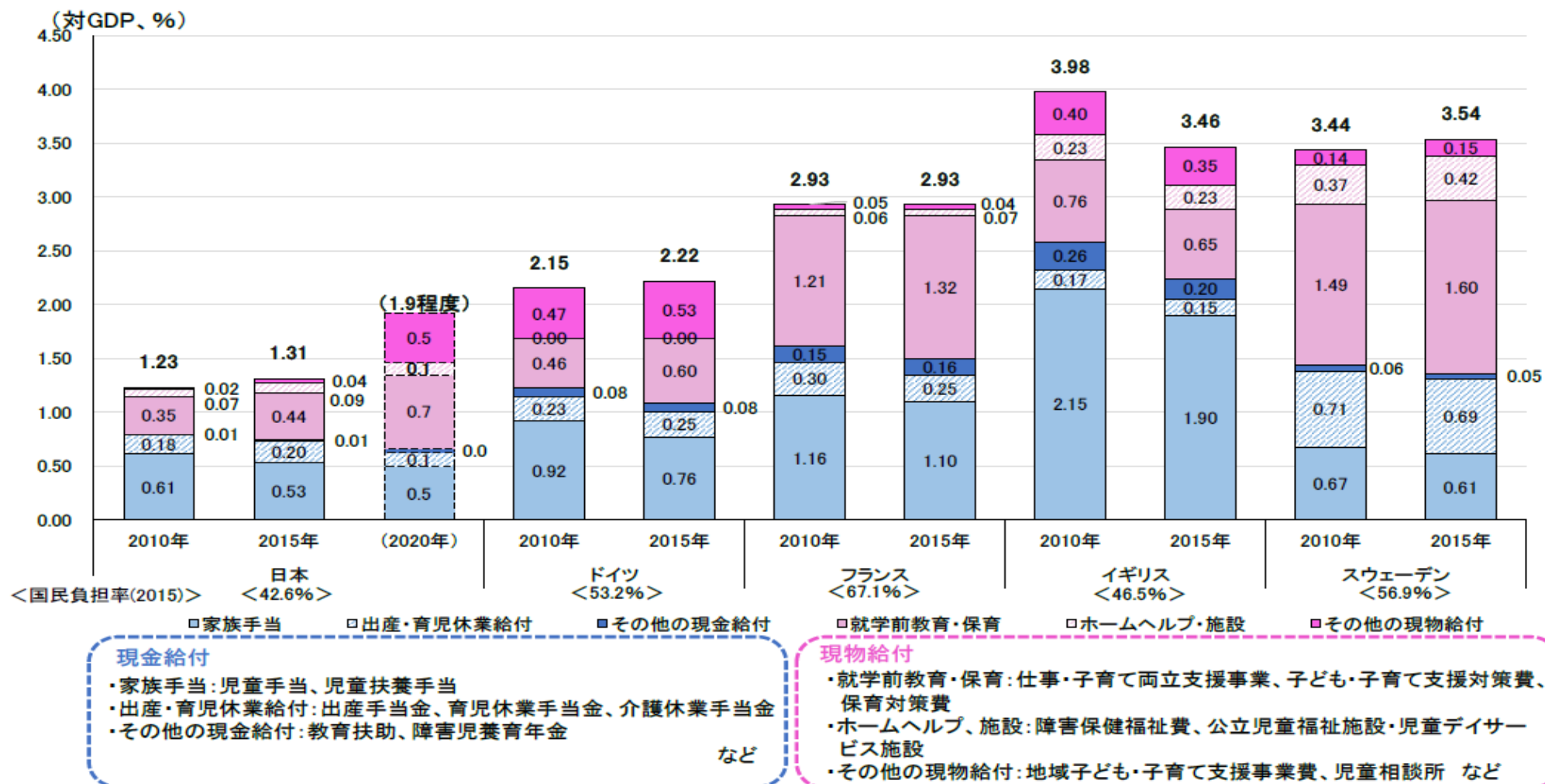
旧児童手当には年少扶養控除が結びつき、その効果は低所得世帯ほど低くなっていた。

北 明美 2014 p.44



年少扶養控除を廃止した子ども手当は低所得世帯ほど有利だった。（北 明美2019 p.39）





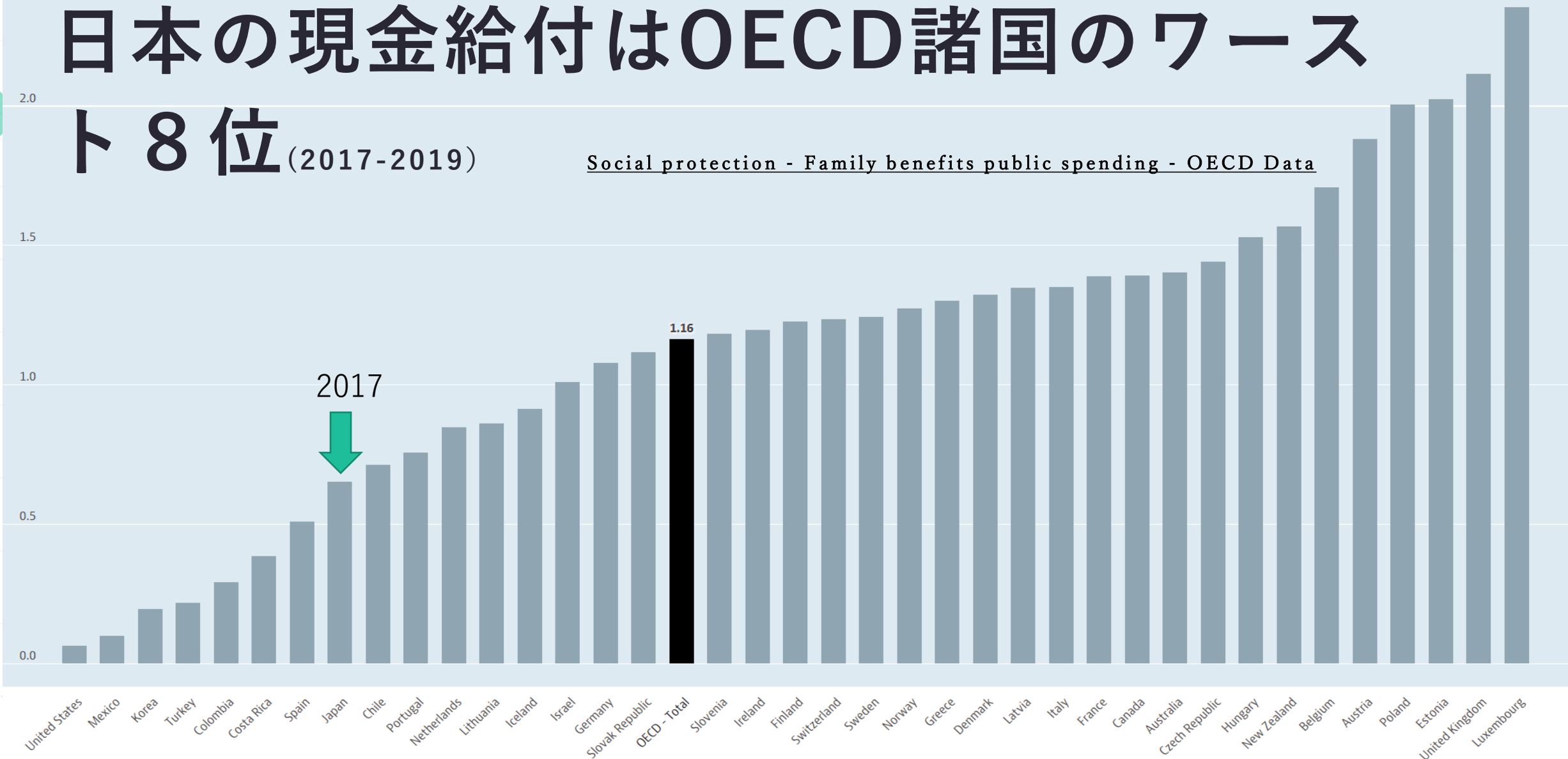
(備考) 1. OECD "Social Expenditure Database" (2019年12月データ取得) により作成。

2. 日本の2020年の数値については、社人研「社会保障費用統計」(平成27～29年度)の値、2018年度以降の国・少子化関連予算の増額分、子ども・子育て支援制度予算の増額分、高等教育無償化予算の増額分を用いて推計。なお、消費税率引上げに伴う高等教育無償化について、給付型奨学金の上乗せ分は「その他の現金給付」に計上し、その他は「その他の現物給付」として便宜的に計上。

3. 国民負担率は財務省資料により引用、対国民所得比。

日本の現金給付はOECD諸国のワースト8位 (2017-2019)

Social protection - Family benefits public spending - OECD Data



所得制限をかけず受益者を国民全体に広げるような「普遍主義」的政策をとる国においては、「選別主義」重視の国よりも低所得層への給付も手厚くなる傾向。逆は逆。

(北 明美 2019 pp.54－55)

○先進18か国の母子世帯において最も良くシングルマザーの貧困率を改善しているのは選別的に彼女らに給付を集中する国ではなく、最も社会支出の対GDP比が大きく全国民が平均的に受け取る給付も手厚い普遍主義の国だった。

○EU 15か国において子どもの貧困率を低く抑えることに最も成功しているのは、その資源を貧困家庭の子どもに集中する国ではなく、むしろ世帯の所得にかかわらず幅広く有子世帯に給付を振り向ける国。かつ、子ども以外の家族成員に対する給付も手厚い国だった

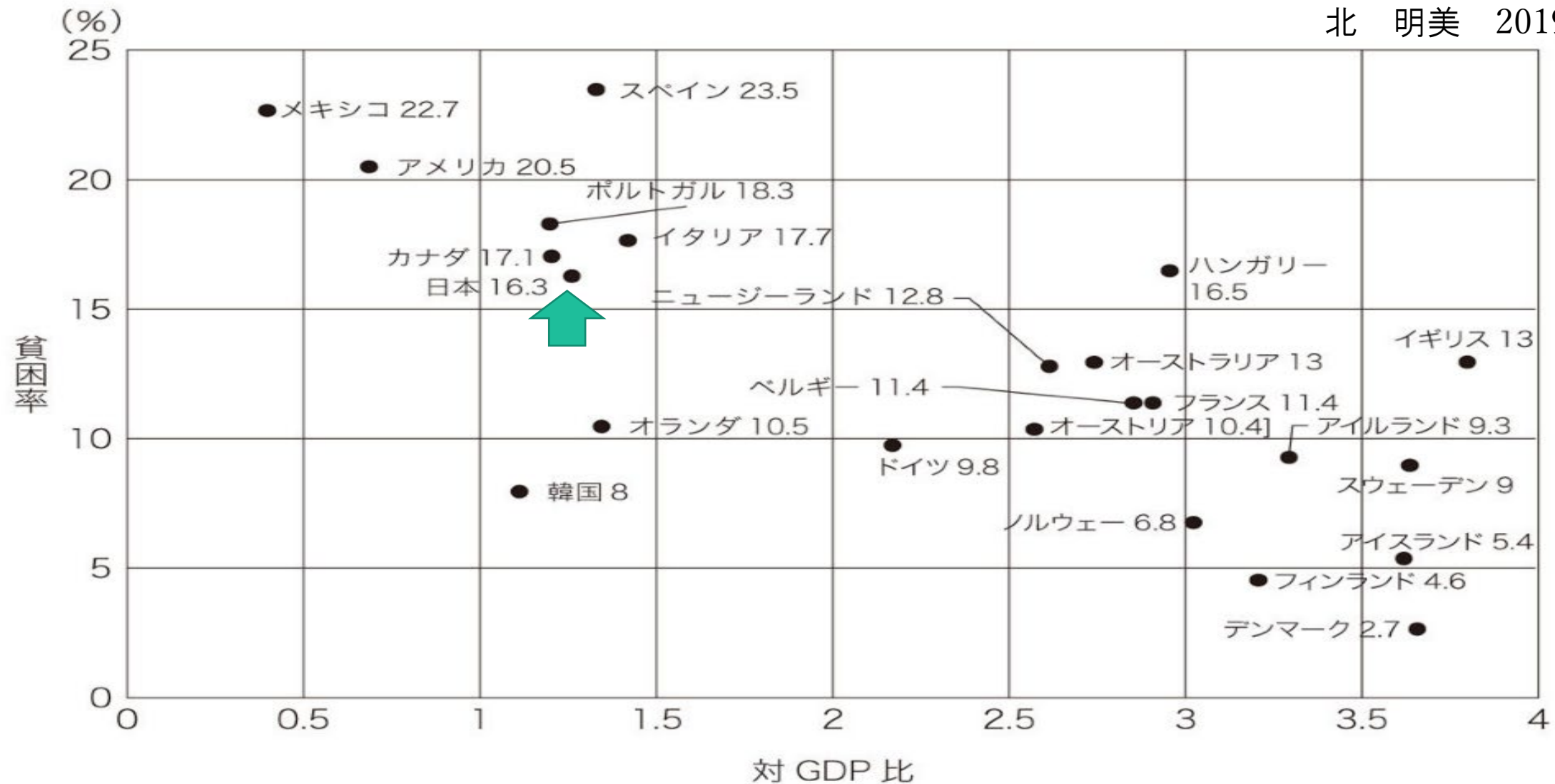


図4 2013年頃の家族関係社会支出対GDP比と児童の貧困率

出所：OECD Social Expenditure Databaseより筆者作成。

「児童年金」「育児保険」、最近では「こども保険」と称される構想と「子ども家庭庁」

- ・ 「既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする『育児保険（仮称）』を創設することについて検討すべき」規制改革・民間開放推進会議第2次答申（2005年12月21日）
- ・ 既存の社会保険制度の保険料に新たな保険料を上乗せ徴収することによって、保育や児童手当を社会保険化し、それを基礎に子育ての市場化をめざす構想。

「こども家庭庁」で少子化は止まるか？八代尚宏 2022.1.7 日経ビジネス
https://business.nikkei.com/atcl/seminar/19/00030/010500308/?n_cid=nbpn_b_mled_mre

子ども保険で児童福祉の改革を

十分な子育て対策には、赤字国債に依存した一般会計ではなく、子育てに用途を限定した目的税と同じ機能の社会保険方式が必要となる。

もっとも、新しい社会保険をつくる必要はなく、20年前に設立された介護保険に間借りする方式がある。…介護保険の被保険者は40歳以上に限定されている。これは20歳から39歳層には介護保険料の負担を求められないという趣旨であるが、この年齢層が子育てのための保険料を担うことで、子育てと高齢者介護という家族のリスクに対応する社会保険へと拡大することができる。

財務省は育児休業給付と出産手当金や出産育児一時金等を、雇用保険・健康保険から独立させ他の子育て支援と一体化しつつ、全体を社会保険化しようとしている。

令和3年度予算編成に関する建議資料 財政制度等審議会（2020年11月25日）

少子化対策の安定財源確保

資料Ⅱ－1－70

- 社会保険制度においては、妊娠・出産、子育てに関する現金給付がかねてから存在している。
- 少子化対策は、賦課方式をとる我が国の社会保険制度の持続性の確保や将来の給付水準の向上につながるものであることを踏まえると、医療保険制度を含め、**保険料財源による少子化対策への拠出を拡充する**という考え方も検討する余地があるのではないか。
（注）児童手当（被用者世帯の0～2歳児向け本則給付）や保育所等運営費（「新子育て安心プラン」等に基づき増加する0～2歳児相
当分、企業主導型保育等）の財源の一部には、事業主拠出金が充てられている。
- 少子化対策の安定財源確保のあり方については、税財源の検討のみならず、こうしたことも含め幅広く検討を行っていくべき。

◆我が国の社会保険制度における現金給付の例（概要）

制度名	出産育児一時金	出産手当金	育児休業給付
概 要	健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、 出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度	健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者が 出産の前後における一定期間内において労務に服さなかったことにより、所得の喪失又は減少をきたした場合に、生活を保障するため、一定の金額が支給される制度	雇用保険法に基づく保険給付として、被保険者が 育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、一定の金額が支給される制度
支給内容	定額42万円 ※ 産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合	出産日（出産日が出産予定日後の場合出産予定日）以前42日から、出産日後56日までの間において労務に服さなかった期間について、1日当たり以下の額を支給 給付前直近12か月間の標準報酬月額 の平均額 × 30分の1 × 3分の2	1歳未満（一定の場合は子が1歳2か月または最長2歳に達するまで）の子を養育するための育児休業を取得した場合に、1か月当たり以下の額を支給 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50% (育児休業開始6か月は67%)
支給規模	約3,979億円（平成30年度）	約1,421億円（平成30年度）	約5,713億円（令和元年度）

こうした構想においては「社会保険方式のメリットは社会保険料を理由なく滞納した者には給付制限があること」であり、「『抛出なくして給付なし』の原則を採り、抛出した者についてのみ保育や児童手当といった子育て支援給付を行う」制度設計が重要等とされている。

子ども保険の保険料滞納も保育や児童手当の停止につながっていくのであるが、こうした構想は、保護者や子どもに対するペナルティを「メリット」とする。多様な事情で子育てに困難を抱える家庭をスティグマ化するものというべき。

北 明美 2020

児童手当の受給権は誰に？

- 児童手当は、国家が子育て家庭に対して、子どもの養育者を受給資格者・受給権者とし、子ども自身を受益者とする構造（子どもを直接の受給権者としている国はないし、していない国が子どもの権利条約を知らないわけでもない）。
- しかし、日本の児童手当においては国が定める所得限度額以下の『世帯主』に対する補助という考え方がとられ、所得の多い少ないが基準とされるため、子どもの権利が親の事情に左右される。父母どちらの養育者が受給権者になるか、自由に選べないのは、所得審査があるから。
- 父母の所得を合算して審査することにしても、どちらかの収入増により所得限度額を超えた時点で子どもは手当の受益者でなくなる。母を受給権者に指定しても、父の収入が高いため限度額を越えれば母の受給権は無実化する。

- ・ 欧州の多くの国の児童手当はこうした所得制限がないので、親の所得に関係なくどの子どもも受益者として支給するという扱いができる。

- ・ 両親が一緒に生活している場合には、どちらの養育者を受給権者とするか話し合いで自由に決められるし、両親が別居していれば子が生活している親が自動的に受給権者になる。

日本の児童手当における同居親優先の原則の不十分さ

- 日本の児童手当制度においても、子ども手当法の2011年改正により、親が離婚しているか手続き中で別居している場合は、同居親優先の原則がようやく導入された。
- だが、父母がともに暮らしている場合は、収入の高い方を受給資格者とする規定が維持されたため、この原則を十分守ることが難しい場合がある。

例 DVと公的に認められる以外の理由で離婚手続き中の場合、住民票を移す手続きができていないと、子の同居親である母が受給権者になれず、別居している父に支給されつづける。

例 DVと公的に認められる避難の場合も、相手方の社会保険の扶養から抜ける手続きができていないと、子の同居親である母が受給権者になれず、別居している父に支給されつづける等。

18歳以下子育て世帯10万円臨時給付

- ・ 2021年冬からの18歳以下子育て世帯10万円臨時給付で、DV避難者や父と別居中の母親に対する支給漏れが起きたのは、この児童手当の欠点を不用意にもちこんだため。

子どものための臨時給付10万円。 本当に必要としている“ひとり親”家庭が受け取れない…！【専門家】 | たまひよ (benesse.ne.jp)

DV避難者ら456人の給付が加害者側に コロナ予算・給付金事業に浮かび上がる「不平等」の深層 | SlowNews (スローニュース)

- ・ ただし、支援団体の働きかけの結果、救済措置として2022年2月から手続きが開始されつつある「支援給付金」においては、この問題を回避する運用が意識的になされている。 <https://youtu.be/LdYUdgiap7c>

世界史的にみた児童手当制度は、ごく大まかには次のような流れをとった

＜戦前＞

- 被用者にも拠出させる社会保険方式—ファシズム国（日本でも構想）
 - 出産奨励主義をとる事業主拠出方式—フランス等
 - 所得制限付きの国庫・公費負担方式—オーストラリア、ニュージーランド
- …いずれも基本的に父親が受給権者（ただし受取人を母親に指定する場合も）
- ✓ 児童手当を男性の家族賃金の補完物とし、そのかぎりでのみ部分的に支持するか、男性に対する賃金抑制策とみて敵視する労働運動
 - ✓ 性別分業を前提に母親を受給権者とする児童手当と男女同一価値労働同一賃金原則との両立を構想するフェミニズム運動

市場・親の経済状況に左右されない権利を子どもに保障 …日本の課題

＜戦後および60年代以降＞

- ・ イギリス、スウェーデン等一国庫負担抑制のため社会保険方式を推進しようとした蔵相サイドとの対立を経て、税方式かつ普遍主義の児童手当を制度化。同時に母親の受給権確立。

- ・ 大陸ヨーロッパ事業主拠出方式のもとで父親の受給権を基本とするのが大勢であったが、70年代末以降、母親の受給権優先に転換。

○性別分業の克服がめざされるなかで、母親の在宅育児の保障としてではなく、市場の状況・親の経済状態に左右されない所得を、子どもに対して保障するという点に児童手当の意義が見いだされるようになった。

- ・ イギリスでは同様の理由から、子どもの貧困問題にとりくむ支援組織による児童手当推進運動が60年代以降、登場。

参考文献 （報告者が執筆したものに限定）

- 「社会政策の結節点としての児童手当制度とジェンダー」『社会政策』 5(3), 2014年
←ただし、「特別徴収」という用語を「徴収」に訂正の要（pp.17－18）。
- 「子ども・子育て支援新制度と 児童手当－保育無償化における児童手当からの給食費徴収に関わって－」『保育情報』 2020年2月
- 「子どもの貧困と『社会手当』の有効性-防貧政策としての児童手当制度」山野良一他編『子どもの貧困シリーズ5』 明石書店 2019年
- 「児童手当 所得制限の強化ではなく撤廃を」『子ども白書2021』 かもがわ出版 2021年
- 「年功賃金をめぐる言説と児童手当制度」濱口桂一郎編著『福祉と労働・雇用』（『福祉＋α』 第5巻） ミネルヴァ書房 2013年
- 「1960年代の児童手当構想と賃金・人口・ジェンダー政策」大門正克他編『高度成長の時代2過熱と揺らぎ』 大月書店 2010年
- 「日本の児童手当制度とベーシック・インカム試金石としての児童手当」武川正吾編『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』 法律文化社 2008年
- 「児童手当制度におけるジェンダー問題」 大沢真理編『福祉国家とジェンダー』 明石書店 2004年
- 「児童手当の意義とは何か－少子化論議の陥穽」原伸子編『市場とジェンダー』 法政大学出版局2005年他。